

～多量排出事業者処理計画の担保規定～

改正概要

多量排出事業者減量等処理計画(以下「処理計画」という。)を提出せず、又はその実施状況を報告しなかった者に対して、20万円以下の過料に処することとする。

多量排出事業者:前年度の産業廃棄物の発生量が1000トン(特別管理産業廃棄物は50トン)以上の事業場を設置している事業者

効果

- 処理計画及び実施状況報告の提出義務を確保
- 多量排出事業者の排出状況・減量等処理の状況の透明化及び適切な評価に資する。

- 排出事業者による3Rその他適正処理について、循環基本原則に基づいた取組の促進
- 住民への情報提供、周知啓発が推進され、廃棄物の総合的な減量及びその適正な処理が推進されることを期待。

関連改正

- 処理計画の様式を定め、委託の内容について、再生利用、熱回収の別や、認定熱回収施設設置者又は優良認定処理業者への委託の別を記載することとする。
- 都道府県知事による処理計画、実施状況報告の公表は、インターネットの利用により行うこととする。
- 電子ファイルでの提出を可能とする

～多量排出事業者処理計画の記載内容～

改正概要

次に掲げる事項を記載した様式の多量排出事業者処理計画書を当該年度の6月30日までに提出する

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 計画期間
- 三 当該事業場において現に行っている事業に関する事項
- 四 産業廃棄物(特別産業廃棄物)の処理に係る管理体制に関する事項
- 五 産業廃棄物(特別産業廃棄物)の排出の抑制に関する事項
- 六 産業廃棄物(特別産業廃棄物)の分別に関する事項
- 七 自ら行う産業廃棄物(特別産業廃棄物)の再生利用に関する事項
- 八 自ら行う産業廃棄物(特別産業廃棄物)の中間処理に関する事項
- 九 自ら行う産業廃棄物(特別産業廃棄物)の埋立処分又は産業廃棄物の海洋投入処分に関する事項
- 十 産業廃棄物(特別産業廃棄物)の処理の委託に関する事項

効果

- 多量排出事業者の事務の合理化に資する。